

第4章 緑地の配置方針

1. 環境保全系統の緑地の配置方針

(1) 骨格を形成する緑

- 谷津干潟周辺を「緑と水のシンボル拠点」として配置し、本市を代表する優れた自然環境の保全を図ります。
- 拠点性の高い公園およびその周辺を、まちの骨格を形成する緑の拠点として配置し、それらをつなぐ「緑と水の軸」によって、緑のまちづくりの骨格となる豊かな緑と水のある空間を形成することにより、将来にわたって自然と調和した緑豊かな都市環境を保全・創出していきます。



藤崎森林公園

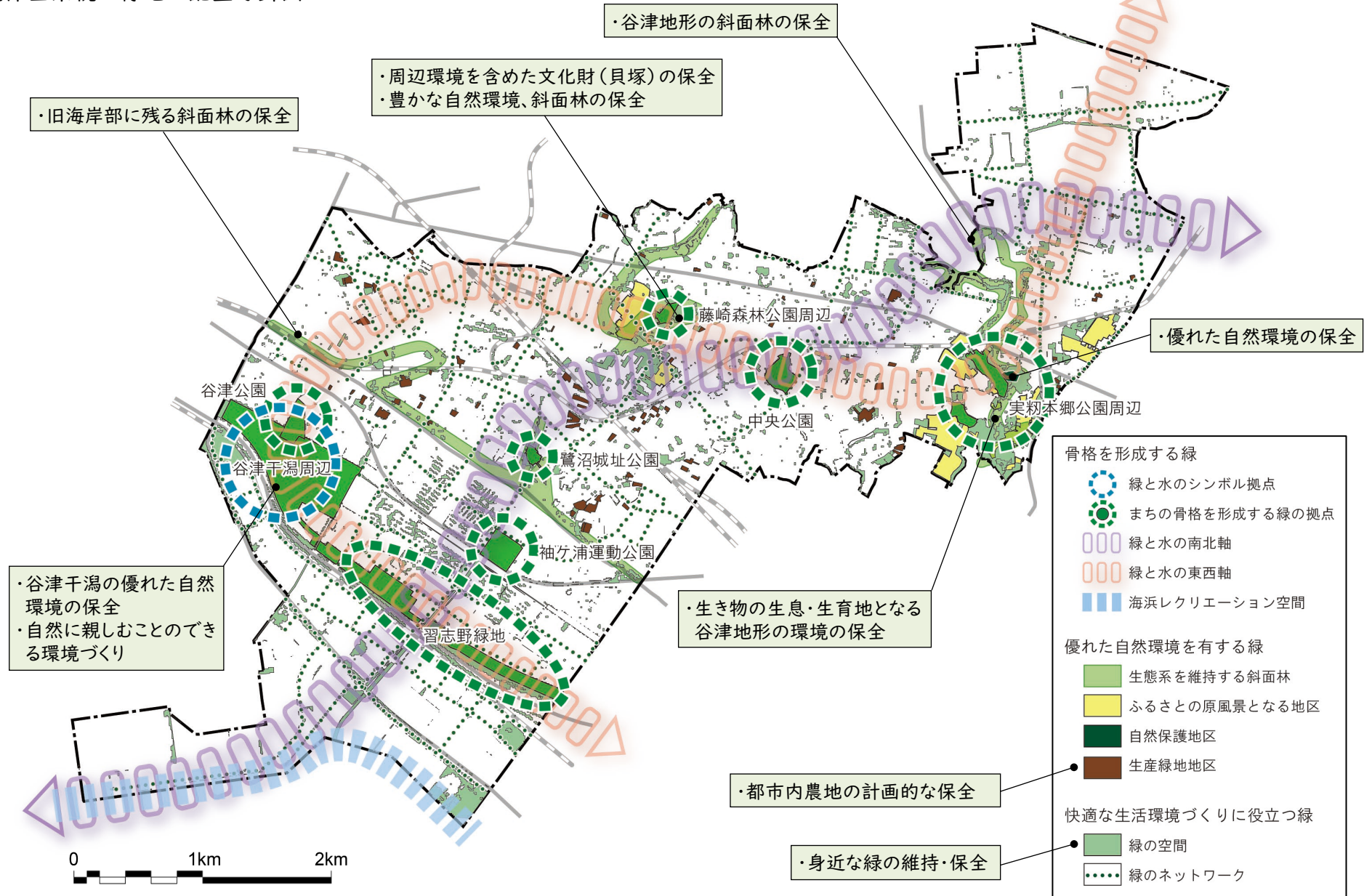
(2) 優れた自然環境を有する緑

- 実籾自然保護地区や社寺林、斜面林、農地等の数々の優れた自然環境を保全するとともに、市民が自然を身近に感じ、親しむことができるようにします。
- 市街化区域内の農地で、農業と調和した都市環境の保全に役立つ農地を生産緑地地区として新規・追加指定を行い、良好な都市環境の形成を図ります。

(3) 快適な生活環境づくりに役立つ緑

- 身近な公園や緑地、住宅や団地のなかの既存の緑を維持・保全するとともに、積極的に創出します。また、これらの緑地の効果を高めるために、緑道等によるネットワーク化を図ります。
- 優れた自然空間に加えて、公園・緑地や住宅団地・工場・学校等に野生生物の生息・生育に配慮したビオトープ*空間を創出します。また、道路、水路、河川・鉄道施設等の緑化を進め、緑の回廊を創出します。
- 街路樹の適正な維持・管理、商業施設や高層住宅地、工場・事業所等における壁面緑化・屋上緑化を促進することにより、地球温暖化防止（CO₂の吸収）に寄与するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や熱中症の防止等、快適な生活環境づくりに努めます。

環境保全系統の緑地の配置方針図



2. レクリエーション系統の緑地の配置方針

(1) 日常的なレクリエーションの場を創出する緑

- 日常的なレクリエーションの場となる住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）を、適正に配置します。配置においては、市民が日常的に利用できる範囲（居住地から半径250m（街区公園の誘致圏）以内）に都市公園が1箇所以上となることを目指します。
- 住区基幹公園に準ずる利用がなされている都市緑地や学校のグラウンド等についても、活用を図ります。



街区公園

(2) 総合的なレクリエーションの場を創出する緑

- 習志野緑地は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の機能を備えた総合的なレクリエーションができる総合公園として、魅力の向上に努めます。

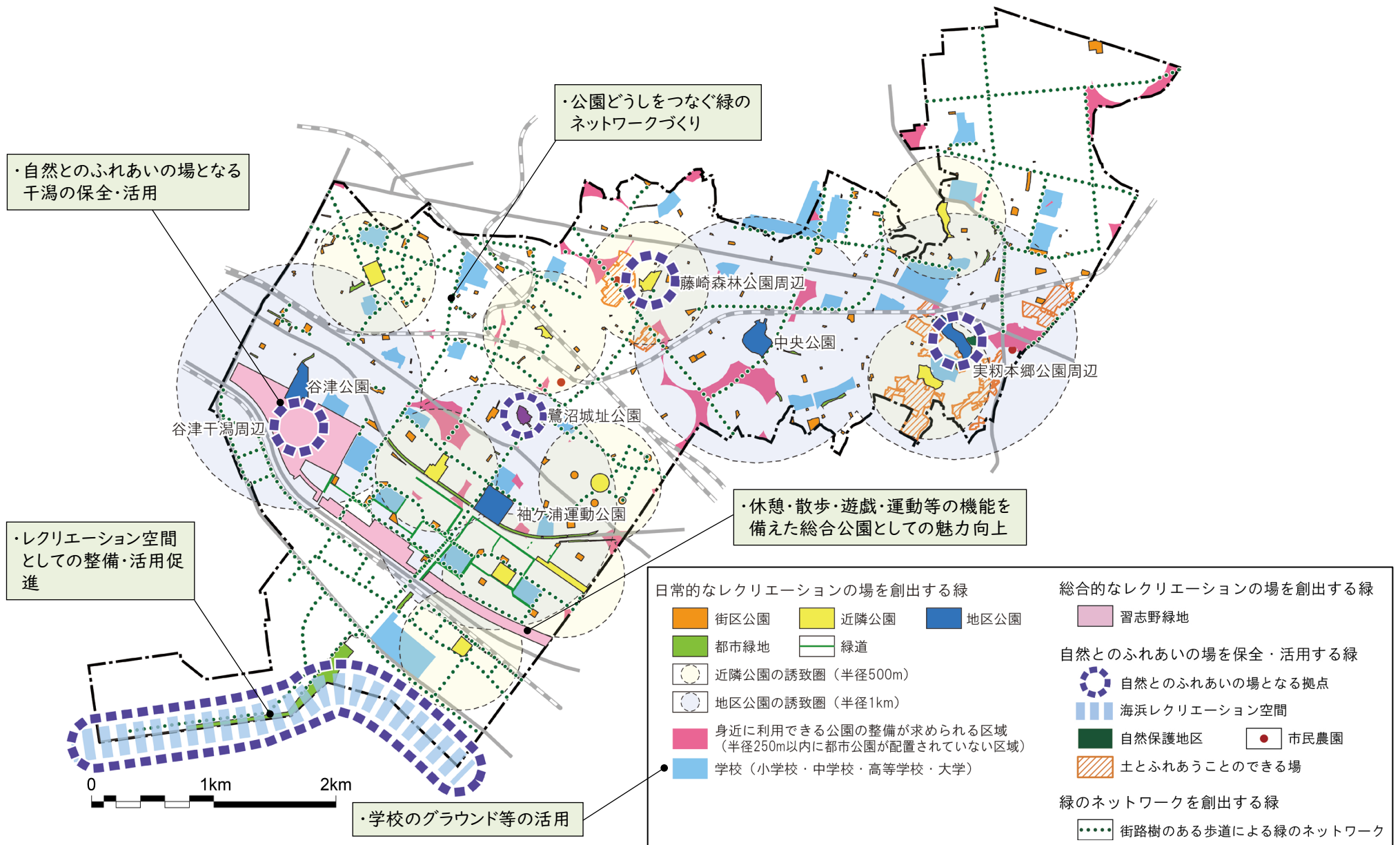
(3) 自然とのふれあいの場を保全・活用する緑

- 谷津干潟や実籾自然保護地区、藤崎森林公園周辺等を、自然とのふれあいを楽しむ場として活用していきます。
- 茜浜・芝園の東京湾に面する海浜部は、水辺のレクリエーションを楽しめるよう、レクリエーション空間としての整備・活用を推進していきます。
- 市民農園や花壇等、土とのふれあいを楽しむ場の整備を進めていきます。
- 点在する斜面林・社寺林や、湧水地等の水辺を、自然とのふれあいを楽しむ場として保全します。

(4) 緑のネットワークを創出する緑

- ハミングロードをはじめとする緑道や習志野緑地等の連続する緑地帯、緑豊かな歩道を活かしながら、ウォーキングやジョギング、サイクリングといった移動型のレクリエーションや公園・緑地どうしの利用を可能とする緑のネットワークを創出します。

レクリエーション系統の緑地の配置方針



3. 防災系統の緑地の配置方針

(1) 一時避難場所・避難路となる緑

- 一時避難場所となっている公園緑地や学校等について防災機能の向上をめざすとともに、防災公園の整備を進めます。
- 市街地において防災の拠点となる緑地を配し、居住地から避難場所までの主要な経路は、緑道や街路樹のある道路として整備していきます。
- 鷺沼近隣公園は、新たな防災拠点としての機能の充実を図ります。

(2) 自然災害の軽減に役立つ緑

- 急傾斜地の崩落や倒木による被害を軽減するため、斜面林の保全を図ります。
- 台風や豪雨による都市型水害等を軽減するため、保水機能を有する農地の保全を図ります。
- 火災時の延焼遮断を図るため、街路樹のある歩道により、緑をつないで連続した延焼遮断帯の創出を図ります。

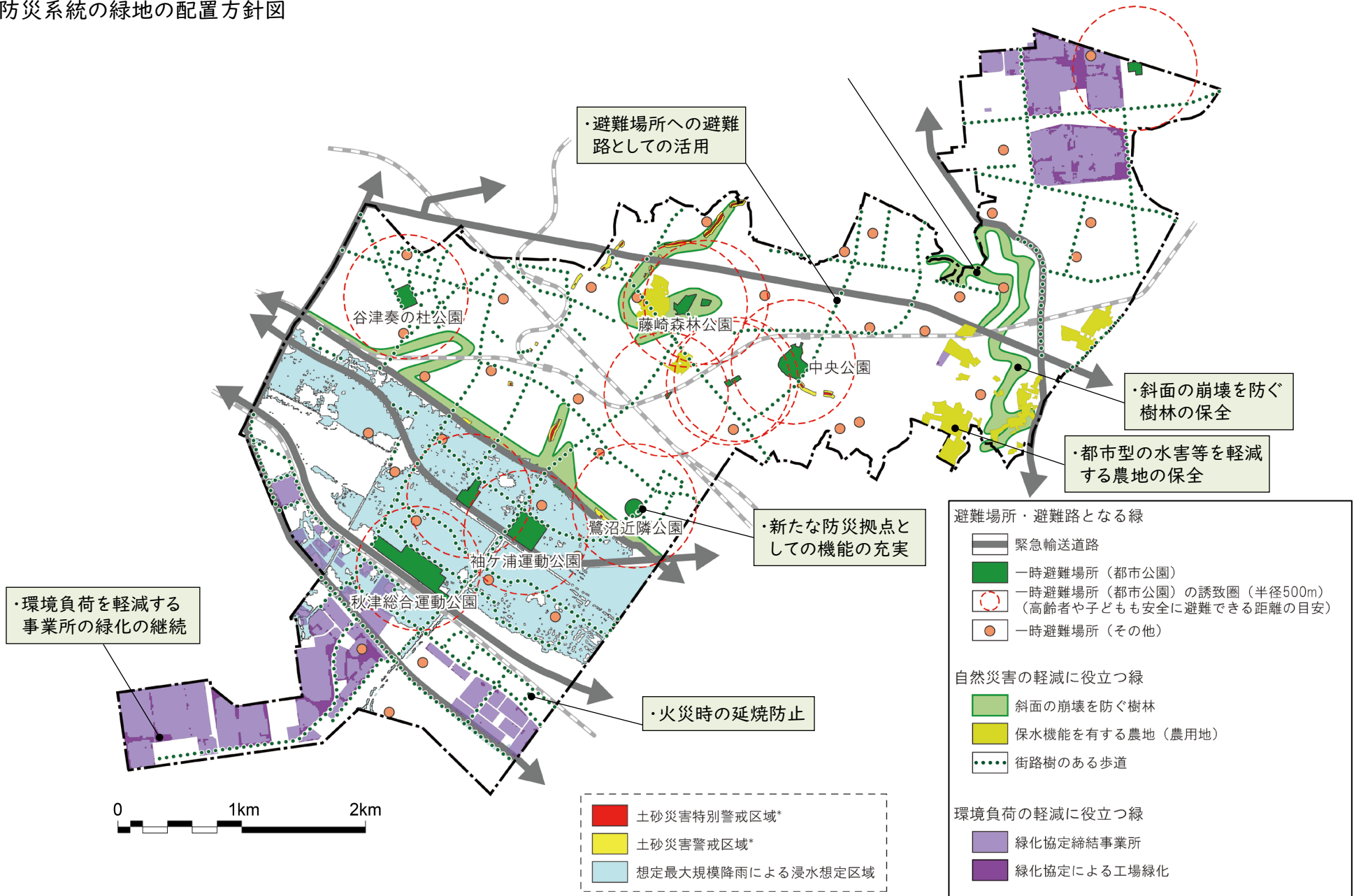
(3) 環境負荷*の軽減に役立つ緑

- 騒音や大気汚染を緩和するため、交通量の多い道路や鉄道の沿線、工場・事業所等において緑の確保を図ります。



事業所内の緑化

防災システムの緑地の配置方針図



4. 景観形成系統の緑地の配置方針

(1) 地域の優れた景観を形成する緑

- 谷津干潟や東京湾沿岸、市街化調整区域のまとまった農地等、本市を代表する優れた景観を保全するとともに、眺望景観の得られる場には公園緑地の整備を図ります。

(2) その他の自然的・歴史的景観を形成する緑

- 保存樹木や習志野市名木百選、斜面林や谷津田等は、習志野らしい自然的景観として保全します。
- 歴史的な遺産である古墳、貝塚、社寺、城址、旧鴫田家住宅等は、習志野の歴史的景観として保全します。

(3) 市街地の景観を創出する緑

- 市民の目にふれる機会の多い鉄道駅周辺、コミュニティの拠点となる公園や公共施設周辺、幹線道路や鉄道沿い等は、本市の顔となるような、緑の美しい都市景観の創出に努めます。
- 谷津バラ園や習志野緑地、ハミングロードの桜並木等、彩りのある緑の景観を楽しめる場の保全と整備を進めます。



ハミングロード

- 土地区画整理事業*による整備が進められている鷺沼地区では、地区計画*に基づき、周辺環境と調和した緑豊かで複合的な市街地の形成を図ります。
- 土地区画整理事業による整備が完了した奏の杜地区は、地区計画により、緑や景観に配慮したまちづくり、積極的な緑化が図られており、緑豊かな市街地の維持・継承を図ります。
- その他の住宅地は、沿道部の緑化等、緑のまちなみの創出を促進します。
- 市民花壇等、身近に花を楽しむ場の整備を図ります。

5. 総合的な緑地の配置方針

4系統の緑地の配置方針を踏まえ、総合的な緑地の配置方針を次のように定めます。

(1) 骨格的な緑

① 緑と水のシンボル拠点

- シギやチドリ等の渡り鳥の中継地であり、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟については、優れた自然環境の保全を図るとともに、市民の憩いの場、自然観察の場としての活用を図ります。



ハマシギの群れ

② まちの骨格を形成する緑の拠点

- 旧鴛田家住宅や池等のある実籾本郷公園を中心に、自然保護地区や都市環境保全地区、斜面林等、動植物の生息・生育環境の保全を図り、市民が自然に親しむことのできる拠点とします。
- 藤崎森林公園は、県指定史跡・藤崎堀込貝塚等の貴重な文化財や周辺の自然環境と一体となる、自然と歴史にふれあう拠点とします。
- 総合公園である習志野緑地は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の機能を備えた総合的なレクリエーションができる拠点とします。
- 谷津公園は、谷津バラ園と花木広場を中心とする、市民が自然に親しむことのできる拠点とします。
- その他の地区公園についても、地区住民の身近なスポーツを中心としたレクリエーションが楽しめる拠点とします。



谷津バラ園

③ 海浜レクリエーション空間

- 茜浜緑地等の臨海部は、レクリエーション空間としての整備・活用を図ります。
- 東京湾や東京都心の背景として富士山を望むことができる良好な展望スポットとしての環境整備を図ります。

(2) 重要な緑

① 斜面林

- 実籾・藤崎等の谷津地形やかつての海岸線沿いの斜面林は貴重な緑であり、これらを保全していきます。

② 地域の顔となる鉄道駅周辺

- 地域の拠点となる駅前広場や周辺の商業地等は、まちの顔となる緑を創出していきます。

③ 緑豊かな市街地

- 身近な公園緑地を計画的に配置するとともに、地域の緑化を推進し、豊かな緑に彩られた市街地を形成します。

④ 緑と調和した新市街地

- 鷺沼地区は、緑や景観に配慮した、複合的な市街地としての整備を図ります。
- 奏の杜地区は、近隣公園を核として、緑と花のまち歩きを楽しむ拠点とします。

⑤ まとまった農地

- 市街化調整区域のまとまった農地は、農業の生産の場としてだけでなく、環境の保全、災害の軽減、美しい景観資源等の多面的な機能を有しており、今後とも適切に保全を図ります。

⑥ 市街地内の緑

- 環境負荷を軽減する工場・事業所内の緑化を継続するとともに、必要に応じて拡充を検討します。
- 市街化区域内の農地は、農産物の供給や身近に緑とふれあえる場、災害時の防災空間としても大切な緑であり、これらの保全と有効活用を図っていきます。
- 公園の池や流れ、河川や水路、湧水、学校ビオトープ等、身近な水辺の保全と創出を図ります。
- 屋上緑化や沿道部の生垣化等、公共施設や民間施設の緑化を進めます。



じゃぶじゃぶ池

(3) 緑のネットワークの形成

① 緑と水の南北軸

- 本市の最北東部から、市のほぼ中央部を縦貫し、海浜部まで続くハミングロードを、緑と水の南北軸と位置づけ、適正な維持管理を図ります。



ハミングロード

② 緑と水の東西軸

- 主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐルートで緑と水の東西軸と位置づけ、彩りと潤いのある歩行者空間としての整備、回遊性の創出を図ります。

③ 街路樹のある歩道による緑のネットワーク

- 緑道や街路樹等により、緑地どうしの連続性を構築して、安全で快適な緑のネットワークを創出します。

(4) 均衡ある緑の配置

- 市民が日常的に利用できる範囲（居住地から半径250m（街区公園の誘致圏）以内）に都市公園が1箇所以上となるように、日常的なレクリエーションの場となる住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）を、適正に配置し、緑と水のネットワークを中継する拠点とします。



屋敷近隣公園



中央公園

総合的な緑地の配置方針図

